別紙２「研修委託契約業務概要」

2026-2028 年度課題別研修「救難・環境防災」
研修委託契約　業務概要

以下の記載は、2026 年度に係るものである。2027 年度、2028 年度については、別紙１「業務仕様書」２．応募資格（２）その他の要件１）を参照。

１．　研修コース概要

（１）研修コース名:2026 年度　課題別研修「救難・環境防災」

（２）技術研修期間

【本邦研修】2027 年 1 月 25 日から 2027 年 3 月 5 日（予定）

（３）研修員（予定）

１）定員：20 名

２）研修対象国：インドネシア（３）、東ティモール（２）、ベトナム（１）、スリランカ（２）、ソロモン（１）、サモア（１）、パラオ（１）、タンザニア（１）、ジブチ（１）、バングラデシュ（２）、フィリピン（３）、マレーシア（２）※カッコ内の数字は人数。

３）研修対象組織・対象者：

以下の要件をすべて満たす者を対象とする。

- 海難救助、海上防災、海洋環境保全を任務とする公的機関所属する者
- 海難救助、海上防災、海洋環境保全を任務とする機関の実務者であること。所属機関の同分野に係る海上保安実務者の職員育成を任務とする者、または今後その任務を負う見込みのある者を含む。
- 海難救助、海上防災、海洋環境保全分野の職歴が 3 年以上の者。
- 英語力がある者。
- 大学卒業者若しくは同等の学力を有する者。
- 油防除等の実習に耐えうる心身共に健康な者。

（４）研修使用言語：英語

（５）研修の背景・目的：

地域の経済発展に伴い海上交通量は増加する。特に交通量の多い海域は海上交通の要衝として、エネルギー資源、食料原材料、工業製品の輸送において重要な役割を果たす。なかでも、原油および HNS（Hazardous and Noxious Substances：有害危険物質）の海上輸送は近年著しく増加しており、ひとた

び大規模な海難事故が発生すると、人命に深刻な危険を及ぼす可能性があるだけでなく、船舶からの油流出事故を引き起こすおそれがある。こうした事故は海洋環境に重大な影響を与えるだけでなく、沿岸国の経済や国際海上輸送そのものにも大きな打撃を与える。このような人命損失や油流出による影響を防止・最小化するためには、海上捜索救助（SAR: Search and Rescue)、海上防災、ならびに海洋環境保護に関する十分な能力を備えていることが不可欠である。

本コースでは、海難の救助、海上で発生する事故・自然災害への対応、海洋環境保全に関する知識・技能の習得を目指す。海難救助、海上防災、海洋環境保全業務などの業務に従事する実務者を対象とした１か月半にわたる研修。 我が国の実働機関として、高度かつ専門的な知識・技能及びノウハウを有する海上保安庁等の関係機関から本邦の取組み等について学ぶことができる。最終的には課題・問題を解決するための手法を学び、アクションプラン等として取りまとめる。

（６）案件目標：海難救助、海上防災、海洋環境保全に関する知識、技能が向上する。これをもとに、自国の課題解決に向けたアクションプランが作成され、帰国後の活動に活用される。アクションプランを通して研修参加機関の現状・課題、対処方法が研修員間で共有され、同一の課題認識を持つことにより、国際的人的ネットワークが構築される。

（７）単元目標（アウトプット）:

１） 海難救助、海上防災、海洋環境保全に関する国際協力枠組み、海上保安庁の組織体制及び業務、人材育成が理解され、関連する知識、技能が修得される。

２） 海難救助及び油防除に係る実践的な知識及び技術が習得される。

３） 海難救助、海上防災、海洋環境保全に関して、自国の抱える課題や問題点、専門人材育成に係る課題が見出され、ＰＣＭ手法等を活用して課題や問題点を解決するためのアクションプランが策定される。

４） 研修員の所属機関の現状を他の研修員との間で情報を共有し、海上保安庁を含む各組織の体制等について理解を深め、組織内の人材育成に係る所属機関のあり方について検討を行う。

（８）研修内容

１） 研修項目

ア. 自国の海難救助、海上防災、海洋環境保全に関して、人材育成を含むその組織体制や取組みの現状について整理分析し、課題・問題点を抽出する。これをカントリーレポートとしてまとめ、発表する。

イ．　以下の項目について、講義・実習・関連施設の視察等を行う。
(1)海上保安庁の組織体制、人材育成の現状
(2)海上における捜索救助に関する知識、実際の捜索救助法及び捜索救助調整にかかる机上および船上訓練
(3)海上における油流出事故に対応するための国際的枠組み、我が国の防除体制、取組み及び実際の油防除手法
(4)海洋環境保全に関する国際的枠組み、我が国の取組み及び実際の海洋環境保全啓発活動等の取組み

3. 自国の海難救助、海上防災、海洋環境保全に係る課題・問題を整理分析し、
本研修で学んだ知識・技能を活用しながら、この課題・問題を解決するための手
法を考察する。これらをアクションプランとしてまとめ、発表する。。

１）研修方法
ア．講義：テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫して下さい。また、研修員相互の意見交換やディスカッションへの参加を促し、参加型の講義とするよう留意して下さい。遠隔研修の場合は、受講環境、インターネット環境、必要機材なども確認の上、研修員によるアクセスが容易かつ自己学習しやすい教材を作成して下さい。また、可能な限り研修員の自習進捗状況を確認し、受講漏れのないよう管理してください。講義については、質問対応等可能な限りフォロー体制を構築下さい。
イ．演習・実験／実習：講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、研修員が事業実施において参考となる知識・技術を習得できるように努めて下さい。
ウ．視察・研修旅行:「演習・実験/実習」に同じ。
エ．レポートの作成・発表:各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるよう努めて下さい。

３）当機構が実施するプログラム
ア．JICA ブリーフィング
来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施します。
イ．ジェネラル・オリエンテーション
技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、

歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行います。実施有無および実施内容は全体日程を加味して考慮します。

ウ. 評価会及び閉講式

本邦研修についての研修場所は、実習、見学・研修旅行以外は、主として JICA 横浜近隣での実施を想定しています。

２．　委託業務の内容

（１）契約履行期間（予定）

2026 年 12 月 21 日から 2027 年 3 月 26 日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます。）

（２）業務の概要

海難救助、海上防災、海洋環境保全を任務とする公的機関に所属する実務者に対し、高度かつ専門的な知識・技能及びノウハウを有する我が国の実働機関である海上保安庁等の関係機関と連携して、本邦の取組み等について学ぶ機会を提供する。研修員が日本の海難救助、海上で発生する事故・自然災害等への対応、海洋環境保全に関する知識・技能を習得できるよう講義、実習、視察、討論を実施し、最終的には課題・問題を解決するための手法を用いて研修員の自国の課題解決のためのアクションプラン作成を指導する。

（３）詳細

１）　研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
２）　講師・見学先・実習先の選定、確保
３）　講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発出
４）　見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
５）　研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
６）　研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
７）　コース評価要領の作成
８）　教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
９）　講師・見学先への連絡・確認
１０）　JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
１１）　講義室・会場等の手配
１２）　使用資機材の手配
１３）　講義テキスト、映像教材、資機材、参考資料の準備（使用言語への翻訳・印刷製本含む）・確認（著作権処理を含む）
１４）　講師への参考資料（テキスト等）の送付
１５）　講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認

及びJICAへの報告

１６）　講師・見学先への手配結果の報告

１７）　講義等実施時の講師への対応

１８）　講義テキスト、映像教材、参考資料のCD-ROM化及び研修員への配布（使用許諾確認を含む）

１９）　研修監理員との連絡調整

２０）　プログラム・オリエンテーションの実施

２１）　研修の運営管理とモニタリング

２２）　見学先への引率

２３）　研修員の技術レベルの把握（個別面接の実施等）

２４）　各種発表会の実施

２５）　研修員作成の技術レポート等の分析・評価、作成指導

２６）　研修員からの技術的質問への回答、理解促進

２７）　研修旅行同行依頼文書の作成・発信

２８）　評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の出席、実施補佐

２９）　開・閉講式への出席、実施補佐

３０）　研修監理員からの報告聴取

３１）　講義・見学謝金等の支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き

３２）　講師への旅費及び交通費の支払い（契約交渉の結果によっては、講師以外の移動の手配、支払等を含むこともあります）

３３）　業務完了報告書作成、経費精算報告書作成

３４）　関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

３５）　講義、見学の評価

３６）　反省会への出席

３７）　必要に応じて上記をオンラインで実施するための準備、実施、運営管理

３．　留意事項

（１）　当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を１名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（逐次通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。

（２）　研修員及び同行者（上限１名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。

（３）　本業務概要は予定段階のものですので、詳細については変更となる可能性があります。

（４）　研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以　上